

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1016010	林地における開発行為の許可を要しない事業の拡充	現行法では、林地開発の許可が必要とされている林業用共同利用施設を「林地における開発行為の許可を要しない事業」とする。	<p>当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつある。これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。間伐材を搬出し、用途別に仕分けするためには木材を一時集積する場所(土場)を必要とし、特に新たな仕向け先となる木質バイオマス発電用燃料材(チップ)は材(チップ)の水分率が重要で、数か月以上は積み等を行い水分調整を行う必要があり、従来以上に広い木材の集積場が必要となる。同様に木材加工施設(チップ製造施設等)を設置する場合においても、集積場に加え加工施設用地が必要となり、さらに広い用地が必要となる。しかし、当地域の森林率は85%であり、農地等で広い用地を確保することは優良農地を失うことになり、著しく困難である。森林組合等が設置する林業用共同利用施設(木材集積場、木材加工施設等)は木材の生産現場に近い場所に設置する方が効率的で林地内に設置することがふさわしい施設であり、森林法施行規則第5条第6号で開発行為の許可を要しない事業とされている。漁港漁場整備法第3条の漁港施設と同様に公共性が高い施設であると考え、「許可を要しない事業」となることで、事業の計画から操業までの期間が短縮され経済効果が早期に発現される。また、伐採・搬出を行う森林に隣接して施設を設置することで、搬出、輸送、仕分け、加工の一連の工程が効率的に行え、木材生産の効率化、低コスト化や地域の林業の活性化が図られる。</p>	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省
1016020	森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の緩和	現行法で規定されている森林経営計画に係る森林の伐採等の届出については、認定森林所有者等が、市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合はこれを不要とする。	<p>当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事務に多くの労力と経費を要している。森林GISの活用に加え伐採届等の簡素化が図られることで、さまざまな木材の需要に迅速に対応できるとともに事務の効率化とコストの削減につながり、地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものとする。</p>	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1016030	保安林における間伐の届出等の緩和	現行法で規定されている保安林における間伐の届出については、認定森林所有者等が指定施業要件並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐する場合は、これを不要とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大に図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事務に多くの労力と経費を要している。森林GISの活用に加え、保安林における間伐の届出等の事務が簡素化が図られることで、さまざまな木材の需要に迅速に応えることができることにも事務の効率化とコストの削減につながり、地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。保安林における間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものとする。	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省
1017010	農用地区域内における農家レストラン設置の特例	6次化産業の推進による地域農業の発展を図るため、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に規定する農業用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加するよう提案する。	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のハウスを中心に伝承野菜の展示栽培を公開し各方面からの見学者の受け入れと観光客の誘致を図り、伝承野菜の啓蒙活動を勧め、野菜の一大産地を形成する。位置的には、庄内の観光地の羽黒山から鶴岡市内への中間地点にあり、全国から集めた栽培野菜の種類の多さと有名シェフの料理の話題性により周辺の観光地の中継地点として新たな観光地となることが見込まれる。さらに全国へ野菜の供給をめざし、新規就農者や若手農業経営者を募り、地域内の耕作放棄地を再生させることが可能となる。日本の食を支える在来の伝承野菜の生産拠点として世界に発信し輸出したい。よって、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に規定する農業用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加したい。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放置されていたハウスを中心として6次化産業を計画していたが消費者にその利用について広めるには実際に料理として提供して行くことが必要であるが、当該地は農用地区域にあり農家レストランの設置はできない現状にある。しかし、広く発信し、誘客するためには農家レストランは非常に効果的であり、必要不可欠である。当該地は不在地主によって10年以上にわたって耕作放棄地となっていたためすぐに耕作するのは困難な状況にあった。市の担当課より周辺の農用地区域除外可能な場所への設置を提案されたが、そこは現在耕作されている農地であり、耕作放棄地を有効に活用する意味でも当該地に設置するのが妥当と思われる。</li> </ul> <p>【代替措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的には、当該地周辺の区画約4ヘクタールにわたり野菜を作付し広大な畑作地域として形成する計画である。</li> </ul>		株式会社庄内パラディーゾ	山形県	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1022010	交換分合制度の対象地の緩和	<p>・事業の対象地である「一定の農用地」の設定については、面的なつながりを持つ「一団」となっている農用地に加え、飛び地を含むなどの一団となっていない農用地についても認める。</p>	<p>1. 特区で実施したい内容                      ・交換分合計画における「一定の農用地」においては、事業実施区域を面的なつながりを持った一団だけではなく、飛び地がある場合はそれも合わせて事業実施区域とする。</p> <p>2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など)                      ・耕地面積の拡大希望が多く、多少離れていても親戚同士などでの売買が多く、飛び地での耕作は農業用機械の移動等で効率的な作業が行われていない状態となっている。今後も耕地面積の拡大により、このような事例も増えてくると想定されるが、当事業の採択要件が緩和されることで、集約的な耕作面積の拡大が可能となる。                      * 事業実施区域を面的なつながりを持った一団の農用地とした場合、交換分合計画の作成、計画の決定に際して、様々な利害関係の存在により同意の取得が円滑に進まない実情にある。(地区外と地区内の農用地の交換によって、双方が経営地を集約化できる場合に限り交換の対象にするなど規定の制度にとらわれない柔軟な対応で大きな事業効果が見込める)</p>		帯広市	北海道	農林水産省
1022011	交換分合制度の権利移転に関する制限の緩和	<p>・交換分合計画において、権利の交換を参加者全員に対して必須事項として義務付けず他人への権利の移転のみ及び自己への権利設定のみについても参加を認める。</p>	<p>1. 特区で実施したい内容                      ・移転のみ、設定のみの権利移動についても交換分合制度の対象とする。</p> <p>2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など)                      ・移転のみ、設定のみの権利移動についても交換分合制度を活用できれば、地域における農地の流動化や計画的な集団化を促進することができる。</p>		帯広市	北海道	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1022020	農地中間管理事業の適用拡大	農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象として認める。	<p>1. 特区で実施したい内容 農地中間管理機構における農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象とする。</p> <p>2. 提案に至った理由(障害となっている規制や地域の事情など) 本市においては、離農や相続、規模縮小などに際し、地域の関係者が協力して、所有権移転を主体とした担い手農業者への農地集積に取り組んでおり、全国に比べ自作地の割合が高く賃貸借の割合が少ない。今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地集積・集約化の目的は同じであるものの、主として賃貸借事業を対象としており、精算コストの縮減、農地の地力を高める投資や適正管理を促進し、将来の安定した農業生産を確保するためには、所有権移転を進める必要がある。</p>		帯広市	北海道	農林水産省
1028030	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストランについて、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	<p>農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。</p> <p>そのため、主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。</p> <p>これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。</p>		愛知県	愛知県	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030070	木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐事務手続きの簡素化	「森林経営計画」の認定を受けた保安林での間伐について、森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づき実施する場合は、同法第34条にもとづく、県への届出書の提出を不要化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林内における間伐については、森林法第34条の3の規定に基づき、伐採開始日の90～20日前までに、県へ保安林内間伐届出書の提出が義務づけられる。</li> <li>・ 一方、森林法第11条に基づく「森林経営計画」では、保安林指定の有無に拘わらず、所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法を記載するほか、保安林では同指定施業要件に定める基準に合致することを市町長は確認した上で、同計画の認定を行うことができる。</li> <li>・ そこで、森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づく間伐については、既に必要な情報を入力できることから同法第34条の3の規定を適用せず、県への間伐届出書の提出を要しないものとする。</li> </ul> <p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務に不慣れな小規模な林業事業者にとっては、あらかじめ同様の内容を届け出る保安林内間伐届出書の作成事務は負担が大きい。</li> <li>・ 実現すれば、林業事業者の事務負担の軽減により、一層、間伐を進め、間伐木の円滑な供給を通じ木質バイオマスを含め木材の活用促進を図ると共に、森林の手入れを進め、災害の防止や水資源の確保、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの公益的機能の維持・増進を図ることができる。</li> </ul>		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1030120	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用の大臣許可(4ha超)を知事権限とし、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣協議を廃止する。</li> </ul> <p>提案理由:</p> <p>農地転用許可事務の大部分は地方が担っており、許可基準を明確に示すのが国の役割であり、わずかな件数(平成25年兵庫県の農地転用許可1,388件中 大臣許可0件・大臣協議1件)しかない大臣許可・協議案件に固執する必要はなく、明確な許可基準のもとに転用許可権限は地方に任せるべきである。</p> <p>事務手続きについては、地方農政局において相当期間をかけて事前審査を行った後、県からの協議書を受理するという運用がなされており、標準処理期間どおりの迅速な運用がなされているとは言い難い。</p>		兵庫県	兵庫県	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1032010	農協が農地を取得する場合の要件緩和	農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていないが、農協も農地を取得できるようにする。	<p>&lt;背景&gt;                      農業の担い手の減少・高齢化が進む中、農業を持続的に発展させるためには、多様な担い手を確保・育成することが重要である。                      特に中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、とりわけ農業の活力が弱体化すれば、地域経済全体が沈下し、更に地域の景観、多面的機能及び本県の宝である地下水や土を守る重要な役割を果たせない地域が出てくるのが予想される。                      このような中、農業者の高齢化等により個別の農家では農業経営が困難な地域もあり、地域の実情に精通し、農家からの信用も厚い農協自らが農業経営を行い、地域の担い手となることや、新規就農希望者等を雇用し仕事場の創出を積極的に推進することが必要となる。</p> <p>&lt;提案理由&gt;                      農協自らが農業経営に参入する場合には、農地を賃借して行うことも可能であるが、農協自らが農地を所有したほうが、地域の実情に応じた長期的なビジョンを持って農業経営に取り組むことができる。                      また、農業経営を通して新規就農者や地域の担い手を雇用・育成し、将来的に担い手が独立する際に、農協の農地を所有させて独立させるなど、地域に根付いた担い手を育成することができる。</p>	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	熊本県	熊本県	農林水産省
1032020	6次産業事業体の出資比率の要件緩和	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくサブファンド(以下「地域ファンド」という)の出資比率の上限を引き上げて、農林漁業者及び連携企業の出資比率を低減させる。	<p>&lt;背景&gt;                      本県は、高い農業生産能力や活発な農産物加工の取組み、豊富な森林資源等に加えて、若い担い手の存在や地域に立地する多くの食品関係の製造業者など、高いポテンシャルを有しているが、この地域で生産された多くの農林水産物が地域外において加工されている現状がある。                      また、県内で、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を74事業体(以下「6次産業化事業体」という)が受けている(全国4位、九州1位)ところであるが、地域ファンドを活用した事業体は3事業体と低迷している。                      このような中、特に中山間地域などの企業の誘致が難しい地域においては、地域ファンドの活用を活発化し、官民一体となって6次産業化の取組を企業化させることで地域の所得向上や仕事場の創出を図る必要がある。</p> <p>&lt;提案理由&gt;                      農林水産業者が地域ファンドを活用する際に、資金力不足がネックになるため、地域ファンドの6次産業化事業体に対する出資比率の上限を、現行の50%から75%まで引き上げる。                      これにより、農林漁業者の出資負担の軽減が図られ6次産業化へ取り組みやすくなり、農林漁業者と加工流通などの連携企業と新たな地域ビジネスが展開され、所得の向上と仕事場の創出を推進することができる。</p>	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	熊本県	熊本県	農林水産省

10 農林水産省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1032070	森林組合が森林を取得して森林経営を行う場合の要件緩和	<p>森林組合は、自ら森林を取得し森林経営を行う場合、森林組合法により、組合員の3分の2以上の書面による同意が必要とされているが、森林所有者から所有権移転の申し出があった場合、森林経営計画を樹立する森林に限っては、書面による同意なしで森林を取得できるようにする。</p>	<p>&lt;背景&gt;                      森林組合は、組合員の森林経営を支援するため、地域の森林を集約化し計画的に間伐等の施業を目指す森林経営計画の策定を進め、持続可能な森林経営を促進している。しかし、組合員の中には、高齢化や長期の材価低迷により、森林経営へ意欲がない者が多く、その中には、所有権の移転を希望する組合員も少なくない。このことは、面的な集約化に大きな支障となっている。                      また、今後の林業を展望した場合、低コスト・大口で木材を安定供給する必要があるが、委託による木材生産では、生産量・時期を自ら決定することが出来ず、安定供給や雇用が不安定なままである。                      このため、森林組合が、所有権の移転を希望する組合員の森林を購入保有し、森林面積が小さいため経営計画樹立が困難であった経営意欲のある組合員の森林と併せて、有効な集約化を図ることで、「効率的な森林経営」、「木材の安定供給」、「担い手の確保・育成」が期待できる。                      &lt;提案理由&gt;                      森林組合自らが森林経営に参入する場合には、森林を経営の受委託により行うことも可能であるが、所有者の経営意欲そのものが減退している今日、森林組合の森林取得を容易にすることにより、地域の実情に応じた長期的なビジョンを持って森林経営に取り組むことが期待できる。                      また、市場等の動向を勘案したうえで、所有する森林の伐採を検討するなど需給調整を図ることも考えられる。</p>	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	熊本県	熊本県	農林水産省